

社会福祉法人ミッションからしだね理事・評議員会日当規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人ミッションからしだね（以下「法人」という）の理事会・評議員会に出席した理事、評議員または監事に対し支給する日当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給条件及び金額)

第2条 法人は理事会・評議員会に出席した理事、評議員または監事に対し、1回3千円の日当を支給する。

(交通費)

第3条 出席にかかる交通費は一律2千円とする。但し、理事長が認めた場合は交通費実額を支給することもある。

(支給方法)

第4条 日当・交通費は、毎年度初回理事会にて、前年度分を一括して支給する。

附則 この規則は、2006年10月30日より施行する。